

# 広報



特集 P.2

News P.6

News P.8

くらしと経済に活力を！  
津市独自の支援策を展開

大雨災害などに備えて  
感染症拡大防止を踏まえた避難行動を

高齢者が安心して暮らせるまちへ  
介護保険制度のお知らせ



表紙 津市を支える皆さんから津市民へエール!! 新型コロナウイルス感染症を一緒に乗り越えよう!

広告掲載欄



伝えます。相続の知恵、遺言状。

相続・交通事故・離婚・借金・労働は **初回相談30分無料**

..... 三重弁護士会所属 弁護士 .....  
石坂 俊雄 村田 正人 福井 正明 伊藤 誠基 森 一恵 加藤 寛崇 村田 雄介

創立46年 **三重合同法律事務所** 059-226-0451

〒514-0033 津市丸之内33-26 城北ビル2F(津地方裁判所前) ホームページは、「三重合同法律事務所」で検索。

市財政収入の一部に寄与することを目的とし、表紙に広告を掲載しています。なお、掲載している広告内容については津市が保証しているものではありません。

広報津

No 348

7/1・16

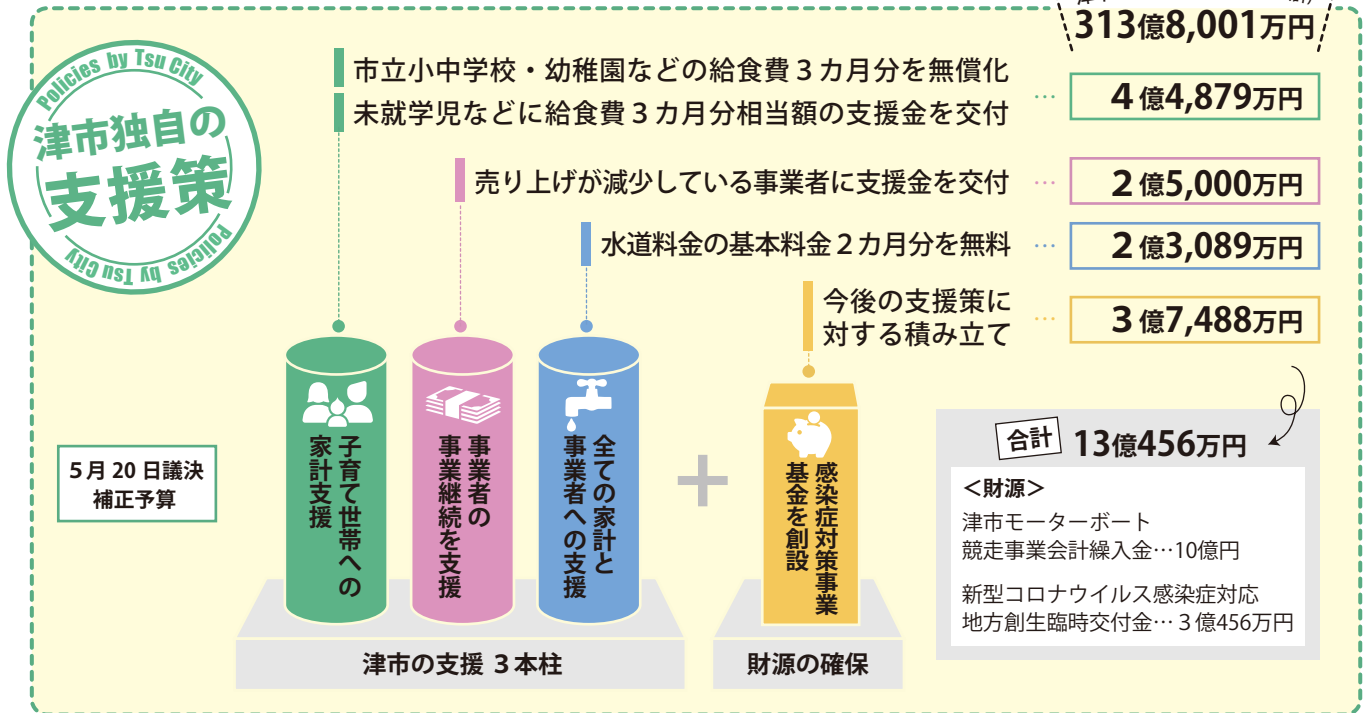
7月1日・16日 合併号

令和2年(2020年)

新型コロナ  
ウイルス  
感染症対応

# くらしと経済に活力を！ 津市独自の支援策を展開

新型コロナウイルス感染症の拡大により、市民生活と経済活動が大きな影響を受けています。津市では1人10万円の特別定額給付金や事業者への協力金の支給に加え、家計と地域経済を支援する市独自の3つの施策「給食費3カ月分の無償化と子育て世帯家計支援金」「10万円の事業継続支援金」「水道料金の基本料金2カ月分無料化」を展開しています。



5月1日議決 補正予算	特別定額給付金(全国民に1人10万円を支給)	279億6,500万円
	子育て世帯への臨時特別給付金(児童手当に1万円を上乗せ)	3億3,480万円
	新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金(休業要請に協力する事業者に三重県と津市が各25万円、計50万円を支給 ※地方創生臨時交付金を充当)	3億7,500万円
他の予算	放課後児童クラブへの支援、消毒液の購入、アクリル製間仕切り板設置など	6,122万円
6月補正予算 (市議会審議中)	医療支援、感染防止、販売促進、学校ICT化など ※地方創生臨時交付金、国の補正予算(第1号)に係る国庫補助金等を充当	13億3,943万円

新型コロナウイルス  
感染症対応  
津市の足跡



- 令和2年2月26日 国が全国規模のスポーツ・文化イベントの自粛を要請
- 2月27日 不特定の人が集まるイベントを中止・延期
- 3月2日 市立学校の臨時休業を開始
- 3月4日 放課後児童クラブへ緊急支援物資パッケージをお届け
- 3月9日 放課後等デイサービス事業、私立の特定教育・保育施設等に緊急支援物資をお届け

## 子育て世帯への家計支援



- 市立小中学生・幼稚園児（給食実施園）の給食費3カ月分を無償化
- 未就学児や私立・国立・県立小中学生などに給食費3カ月分相当額の子育て世帯家計支援金を交付

小中学校の休業、保育所の登園自粛などにより経済的な影響を受けている子育て世帯への家計支援として、市内在住の全ての小中学生と未就学児を対象に、給食費の無償化または給食費相当額の支援金を交付します。

対象支援	市立小中学校、義務教育学校	市立幼稚園（給食実施園）	国立/県立/私立小中学校(小中学部)	市立幼稚園（給食未実施園）、国立/県立/私立幼稚園（幼稚部）	公立/民間保育所、認定こども園	未就園児(在家庭)、認可外保育施設
内容	給食費3カ月分を無償化		給食費3カ月分相当額の支援金を交付			
	小学生 4,300円/月 中学生 4,800円/月	3,300円~4,100円/月 ※園により異なる	小学生 1万 2,900円 中学生 1万 4,400円	1万 2,000円	1万 2,000円	1万 2,000円
申請	不要		各学校・園で配付される申請書に必要事項を記載し、津市に返送（市立幼稚園と公立保育所・認定こども園は園に提出）			世帯主宛てに届く申請書に必要事項を記載し、津市に返送
	4月 徴収済	5月 徴収済	6月 無償	7月 無償	8月 充徴収分を	9月 無償
			10月 充徴収分を	11月 徴収		

申請書の提出期限は9月30日（水）です。  
申請書受け付け後、1～3週間で振り込みます。

問い合わせ 小中学校等・幼稚園について……教委教育総務課 ☎ 229-3246 FAX 229-3332  
幼稚園を除く未就学児について…子育て推進課 ☎ 229-3152 FAX 229-3451



各種支援策をご案内します



3月25日  
市本庁舎、  
ビジネスサポートセンターに  
事業者向け相談窓口を開設

どんなご相談も、  
責任を持って  
担当につなぎます



4月9日  
津市新型コロナウイルス  
感染症市民生活  
相談案内窓口を開設



4月10日  
三重県が  
感染拡大阻止  
緊急宣言を発表

食品ロスを防ぐため  
ご協力いただきました



4月15日  
市立小中学校、  
幼稚園等の臨時休業開始  
保育所等の登園自粛要請

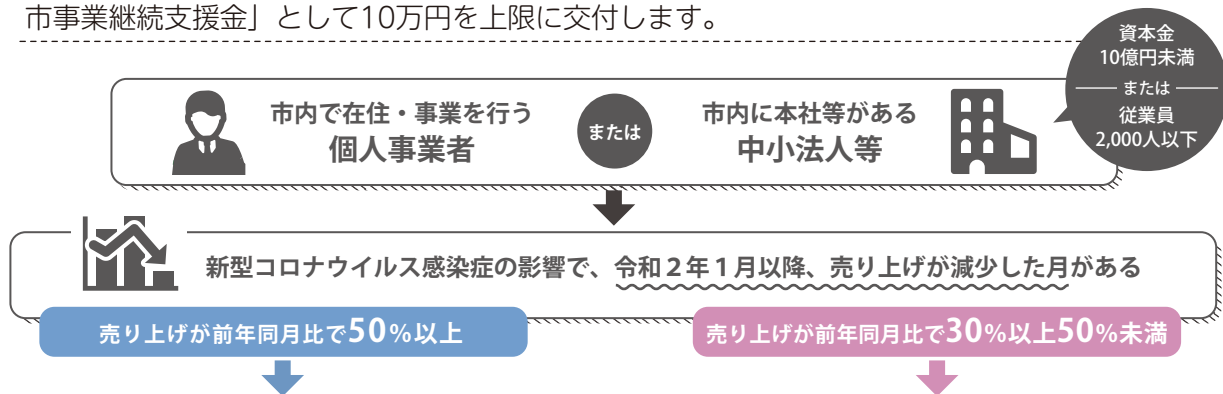
4月15・22・24日  
津ポートレース場、  
道の駅津かわげで  
「給食食材販売会」を実施

# 売上げが減少している事業者の事業継続を支援



## ● 国の「持続化給付金」対象外の事業者に「津市事業継続支援金」として10万円を交付

外出自粛等に伴う経済活動の停滞により売上げが減少している事業者のうち、国の「持続化給付金」の対象とならない法人や個人事業者に対して、事業継続を支援するために「津市事業継続支援金」として10万円を上限に交付します。



**国の持続化給付金の対象**

個人事業者は100万円、法人は200万円を上限に支給

令和元年の総売上げ - 50%以上減った月の売上げ × 12カ月 = 支給額

**申請方法** 中小企業庁ホームページ「持続化給付金」からオンラインで申請

**締め切り** 来年1月15日(金)

ご自身で申請することが困難な人は…

**持続化給付金申請サポート会場(津会場)**

**ところ** 津センターバレス4階 特設会場

**受付専用ダイヤル** 0120-835-130(会場コード:2410)

要事前予約

**津市事業継続支援金の対象**

10万円を上限に支給

令和元年の総売上げ - 30%以上50%未満で減った月の売上げ × 12カ月 = 支給額

**申請方法** 津市ホームページ または津市事業者向け相談窓口(経営支援課、商業振興労政課、各総合支所地域振興課)にある申請書に添付書類を添えて、郵送で津市ビジネスサポートセンター(〒514-0131 あのとつあ四丁目6-1 あのとつピア1階)へ

**郵送申請**

**締め切り** 来年1月29日(金) ※消印有効

問い合わせ 経営支援課 ☎236-3355 FAX 236-3356



グランドオープンを10月1日に延期した久居アルスプラザ



4月22日 新型コロナウイルス感染症特別定額給付金等推進室を設置



4月23日 御殿場・香良洲海水浴場の観光駐車場を閉鎖



4月30日 友好都市の中国鎮江市から送られたマスクを医療関係機関へ配布

4月16日 全国に緊急事態宣言

4月22日 社会生活を支える施設以外の市公共施設の使用休止を発表



## 全ての家計と 事業者への支援

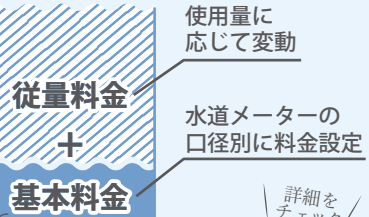
### ● 水道料金の基本料金 2カ月分を無料に

全ての家計と事業者の負担を軽減するため、市内全世帯と事業所の水道料金の基本料金を2カ月分無料にします。

問い合わせ 営業課 ☎237-5805 FAX 237-5819



### 水道料金



6月1日以降の検針分から  
**2カ月分無料!**

例えば... 13mm... 528円/月  
20mm... 1,045円/月

詳細をチェック!



## 支援策の財源は モーターボート競走事業! 収益金 10億円を活用

### ● 当初予算に計上した 20 億円に加え さらに 10 億円を繰り出し

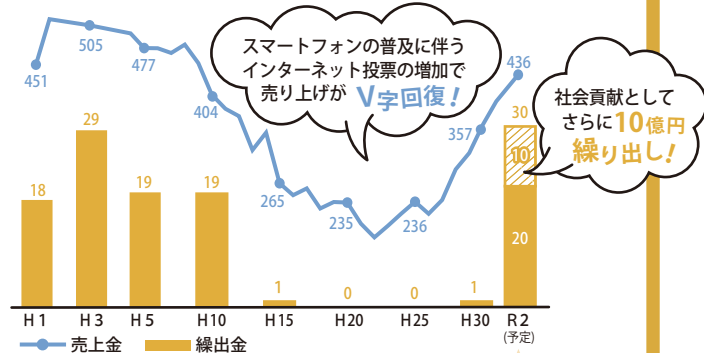
経営基盤強化を図り経営状況が改善したモーターボート競走事業は、令和2年度の収益見込 26億4,510万4,000円のうち、20億円を市の財政へ繰り出します。感染症の影響で市民生活や事業活動に影響が生じている今、さらに10億円を繰り出します。欠損金が生じた場合は次年度以降の収益金で補てんします。

#### 問い合わせ

経営管理課 ☎224-5105 FAX 222-8210  
財政課 ☎229-3124 FAX 229-3388



モーターボート競走事業の売上金と繰出金 (億円)



家計等支援事業 6億2,512万円  
基金へ積み立て 3億7,488万円  
合計 10億円

給食費の無償化など  
水道料金の基本料金無料(総事業費の一部に充当)

県内で最も早く発送しました!



マスクをつけて、元気に「ハイッ!」



事業者の皆さんに寄り添います



津のええもんががずらり!



3密対策もしっかり!

5月10日  
特別定額給付金の申請書発送スタート

5月14日  
三重県を含む39県の緊急事態宣言が解除

5月18日  
市立学校・幼稚園の教育活動を段階的に再開

5月25日  
ビジネスサポートセンターで津市事業継続支援金の申請サポートを開始

5月27日  
津センターパレス等で「市内事業者向け事業継続支援販売所」スタート

大雨災害などに備えて

## 感染症拡大防止を踏まえた避難行動を

問い合わせ 防災室 ☎229-3104 FAX223-6247

避難所等では、3密(密閉、密集、密接)が起こりやすく、新型コロナウイルスなどをはじめとする感染症の拡大が懸念されます。少しでも感染リスクを軽減し、適切な避難が行えるよう、以下のことに気を付けましょう。また事前に避難情報の種類や避難方法を確認し、いざという時に備えましょう。

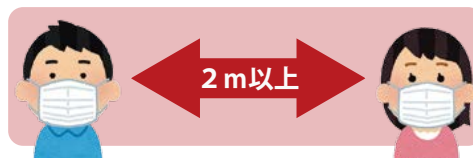
## 事前の対策

- 親族や友人の家など指定避難所以外の避難を検討する
- 自宅で安全が十分確保できる場合、避難所等ではなく自宅の2階などの避難(垂直避難)も検討する
- マスク、アルコール消毒液、体温計など、感染対策用品を準備し、避難時に持参する
- 避難所へ避難する前に検温し、体調を確認する



## 避難後の対策

- 手洗い、咳エチケットなどの基本的な感染対策を徹底し、可能な限りマスクを着用する
- 手洗い場やトイレなどは衛生的に使用する
- 換気に努め、避難者同士の間隔を2m以上確保する



## 津市から発令される避難情報の種類を確認

重要度が高い

警戒レベル3

避難準備・  
高齢者等  
避難開始

避難勧告や避難指示(緊急)を発令することが予想される場合

- いつでも避難できるように準備し、身の危険を感じる人は避難を開始する
- 避難に時間を要する人(高齢者、障がいのある人、乳幼児など)は避難を開始する

警戒レベル4

避難勧告

災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合

- 避難場所へ避難する
- 地下空間にいる人は、速やかに安全な場所に避難する

警戒レベル4

避難指示  
(緊急)

状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった場合

- まだ避難していない場合は、直ちにその場から避難する
- 外出することで命に危険が及ぶような状況では、自宅内のより安全な場所に避難する

警戒レベル5

災害発生  
情報

すでに災害が発生している状況

- 大至急、建物内のより安全な場所に避難するなど、命を守るための最善の行動をとる

## もしもの時に備えて、事前に避難方法などを確認

- 津市が作成しているハザードマップ等を見て「河川が氾濫した場合には何m浸水してしまうのか」「土砂災害が起こりやすい場所ではないか」など、自宅や学校・職場などのよく立ち入る場所には、どのような危険があるのか確認しましょう。
- 大雨などにより、避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くのより安全と思われる建物(上階が浸水しない建物、川沿いでない建物など)に移動しましょう。
- 外出すら危険と思われる場合は、建物内のより安全と思われる部屋(上層階の部屋、山からできるだけ離れた部屋)に移動しましょう。
- 津市では、右記の方法で避難情報等の伝達を行いますので、事前に確認・登録し、ご利用ください。



### 災害時の避難情報などの伝達方法

- 同報系防災行政無線\*
  - 津市防災情報メール(多言語版もあります)
  - エリアメール・緊急速報メール\*
  - ファクス送信サービス
  - 電話応答サービス
  - 緊急告知ラジオ
  - 津市ホームページ
- ※地区単位で伝達

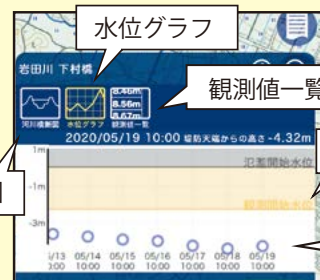


## 川の水位がホームページでも確認できます

三重県では、洪水時の水位観測に特化した「危機管理型水位計」の設置が進められており、市内でも運用が開始されています。川の水位については、国土交通省ホームページ「川の水位情報」で閲覧できます。



### 川の水位情報ホームページの閲覧方法



アイコンをクリックすると水位情報(水位グラフ、河川横断面図、観測値一覧)を確認できます。

## 土砂災害避難施設・土砂災害避難協力施設を募集

土砂災害を受ける可能性が高い区域または土砂災害の恐れのある区域に所在する指定避難所の代替施設として、土砂災害避難施設と土砂災害避難協力施設を募集しています。特に土砂災害警戒区域に指定されている久居・美里・白山・美杉地域で募集しています。ぜひご協力ください。



**対象** 次の要件を満たす建物

#### 土砂災害避難施設

- 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域・土砂災害危険箇所の範囲外でその周辺にある建物
- 避難スペースが十分に確保でき避難スペースまで安全な避難経路を有する建物

- 浸水や暴風により構造耐力上支障のある事態を生じない構造の建物
- 日常的に使用され、または管理されている建物
- 指定避難所として指定されていない建物
- いつでも避難できる建物

#### 土砂災害避難協力施設

- 上記①～⑤の建物
- 所有者または管理者が認める日時に限り避難することができる建物

**申し込み** 申込用紙を防災室または各総合支所地域振興課へ

※申込用紙は津市ホームページからもダウンロードできます。



土砂災害避難施設・土砂災害避難協力施設

# 高齢者が安心して暮らせるまちへ 介護保険制度のお知らせ



問い合わせ 介護保険課 ☎229-3149 FAX229-3334

## 令和2年度の介護保険料

### 令和2年度介護保険料の納入通知書を発送

令和2年度の介護保険料が決定しましたので、7月中旬に納入通知書によりお知らせします。なお、65歳以上の人の介護保険料(年額)は、今年度の市民税課税状況や合計所得金額などにより、13段階となっています。詳しくは納入通知書、または津市ホームページなどでご確認ください。

介護保険料は、介護保険を運営するための大切な財源です。安心してサービスを利用できるようご理解をお願いします。

※4月17日以降に市・県民税の申告書を提出し、当該申告書の内容により税額が変更になる場合など、保険料額が当初の通知から変更となること

があります。その時は改めて変更後の介護保険料納入通知書を送付します。

### 「特別徴収」仮徴収額を調整

4・6・8月の保険料額は仮徴収額として既に通知していますが、各月の保険料額が年間を通してできるだけ均等な額となるように、8月の年金から差し引く保険料を調整し、納付額の平準化を図ります。平準化により「令和2年度納入通知書(介護保険料額決定通知書)」の今年度8月の保険料額が、既に通知している額と異なる場合がありますので、ご理解をお願いします。

### 「特別徴収」仮徴収額の調整例

単位：円

例えば…

所得段階・保険料年額

年 度	仮徴収			本徴収			第6段階年額
	4月	6月	8月	10月	12月	2月	
令和元年度	16,200	16,200	15,100	15,260	15,100	15,100	92,960

令和元年度

第6段階・9万2,960円

令和2年度

第8段階・11万6,200円

に該当する人の場合

年 度	仮徴収			本徴収			第8段階年額
	4月	6月	8月	10月	12月	2月	
令和2年度	15,100	15,100	21,500	21,500	21,500	21,500	116,200

単位：円

8月以降の保険料の計算は…

{年額11万6,200円-(4月分1万5,100円+6月分1万5,100円)} ÷ 4 = 2万1,500円  
※100円未満の端数がある場合、10月にまとめます。

### 普通徴収(納付書または口座振替)による納付

普通徴収の対象となる年金を受給していない人、または当該年金の受給額が年間18万円未満の人、当該年金を受給していても以下の事由に該当する人は、普通徴収になり、納付書または口座振替により

納付します。 ※特別徴収の対象になる年金は、老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金などで、基礎年金等の年間受給額18万円以上が条件になります。なお、老齢福祉年金は対象になりません。

事由例	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>65歳になって間もない人</li> <li>他市町村から津市へ転入して間もない人</li> <li>特別徴収対象年金の受給が始まって間もない人</li> </ul>	特別徴収対象の年金を受給してから、おおむね1年ほどで特別徴収に切り替わる見込みです。それまでは納付書での納付が必要です。なお、特別徴収が開始される時期の前に別途お知らせします。
<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険料の減額変更や、基礎年金番号の変更などで前年度途中で年金天引きが停止となった人</li> <li>年金受給権を担保に供している人</li> <li>特別徴収対象年金が停止または一部停止(減額)された人</li> </ul>	一時的に普通徴収になりますので、納付書での納付が必要です。なお、特別徴収が開始される前に別途お知らせします。





# 保険料について知ろう

## 後期高齢者医療制度



問い合わせ 保険医療助成課 ☎229-3285 FAX 229-5001

### 対象になる人

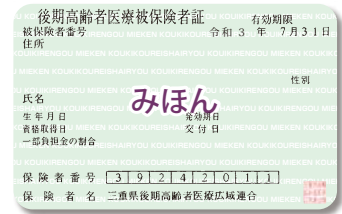
- ①75歳以上の全ての人(生活保護受給者は除く)
- ②65歳以上75歳未満で一定の障がいがあり、申請により認定を受けた人

#### 「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新について

令和2年7月31日までの認定証の交付を受けている被保険者について今年度も対象負担区分となる場合、7月下旬に三重県後期高齢者医療広域連合より新しい認定証を被保険者の皆さんに発送します。

### 8月から保険証が若草色に

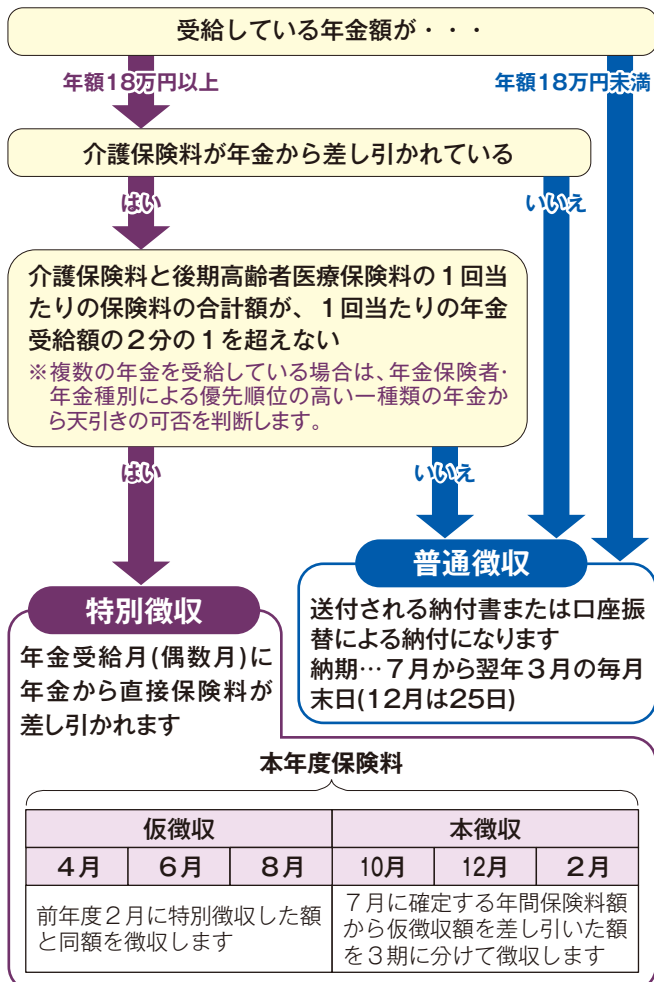
後期高齢者医療制度では、保険証が1人に1枚交付されます。7月中に、三重県後期高齢者医療広域連合



から新しい保険証(若草色)が簡易書留で送付されます。現在使っているピンク色の保険証は、8月1日以降、保険医療助成課または各総合支所市民福祉課(市民課)、各出張所に返却してください。

### 保険料の納め方

保険料は、年金からの天引きで納める特別徴収と納付書や口座振替で納める普通徴収の2通りの納め方があります。7月中旬に保険料額決定通知書と納入通知書が送られます。



### 年度途中で特別徴収に切り替わる人

昨年6月から今年5月に75歳になるなど、津市で新たに後期高齢者医療制度の保険に加入した人は、7月から9月は普通徴収、10月以降は特別徴収になります。

### 納付方法を特別徴収(年金天引き)から口座振替に変更したいとき

最初に金融機関に口座振替依頼書を提出し、その後、市役所に納付方法変更申出書を出してください。

10月分からの変更を希望する場合は、7月22日(水)までに手続きをしてください。それ以降は、申請の時期により変更時期が異なります。

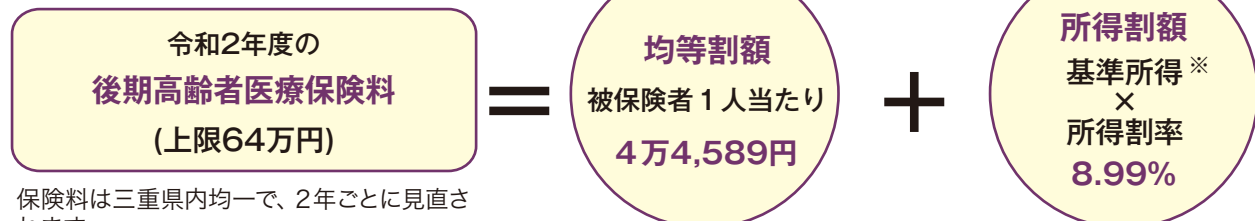
**必要なもの** 納付方法変更申出書、印鑑、後期高齢者医療被保険者証、津市市税等口座振替依頼書の依頼者保管用の写し

### 社会保険料控除について

普通徴収で支払った分は、支払った人に適用され、世帯の所得税や住民税が減額になる場合があります。特別徴収で支払った分は、本人にのみ適用されます。

## ●● 保険料の決め方 ●●

### 津市の保険料額(年間)



保険料は三重県内均一で、2年ごとに見直されます。

### 保険料の軽減について

#### 所得の低い人



※前年の総所得金額等から基礎控除額33万円を控除した額

総所得金額等に遺族年金や障害年金は含まれません。また、所得控除(社会保険料控除、配偶者控除など)は適用されません。

#### 均等割額の軽減

同一世帯の被保険者および世帯主の令和元年中の総所得金額等の合計額により、下表のとおり均等割額が軽減されます(65歳以上の人の公的年金に係る所得は、その所得から15万円を控除して判定)。

平成30年度までの軽減特例(9割、8.5割軽減)は、厚生労働省が令和元年度から段階的に見直しを行っています。なお、年金生活者支援給付金の支給等の支援策と併せての見直しとなるため、今年度の軽減割合は下表のとおりとなります。

総所得金額等の合計が以下に該当する世帯	軽減割合	軽減後の均等割額
33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない)	7割	1万3,376円
33万円以下	7.75割	1万32円
(33万円+28万5,000円×同一世帯の被保険者の数)以下	5割	2万2,294円
(33万円+52万円×同一世帯の被保険者の数)以下	2割	3万5,671円

世帯は4月1日(4月2日以降に資格取得した人は資格取得日)時点での状況で判定されます。専従者控除は適用されず、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。譲渡所得特別控除は適用されません。雑損失の繰越控除は適用されます。



#### 被扶養者だった人

後期高齢者医療制度に加入する前日において会社の健康保険など(国保や国保組合は除く)の被扶養者だった人は、均等割額が後期高齢者医療被保険者になってから2年間(24カ月)は5割軽減され、所得割額はかかりません。該当の人で保険料額が軽減されていない場合は、保険医療助成課または各総合支所市民福祉課(市民課)へお問い合わせください。

※所得の低い世帯に属する人の均等割額の7割軽減または7.75割軽減に該当する場合は、そちらが適用されます。

## ●● 保険料の減免・徴収猶予 ●●

災害に遭った場合や生活困窮により保険料の納付が著しく困難な人(おおむね生活保護の基準に準じる程度)は、申請により保険料の減免や徴収猶予を受けられる場合があります。詳しくは保険医療助成

課(減免については後期高齢者医療担当 ☎229-3285、徴収猶予については保険担当 ☎229-3161)、または各総合支所市民福祉課(市民課)にご相談ください。

### 後期高齢者健康診査

**対象** 令和2年8月31日までに後期高齢者医療被保険者となる人

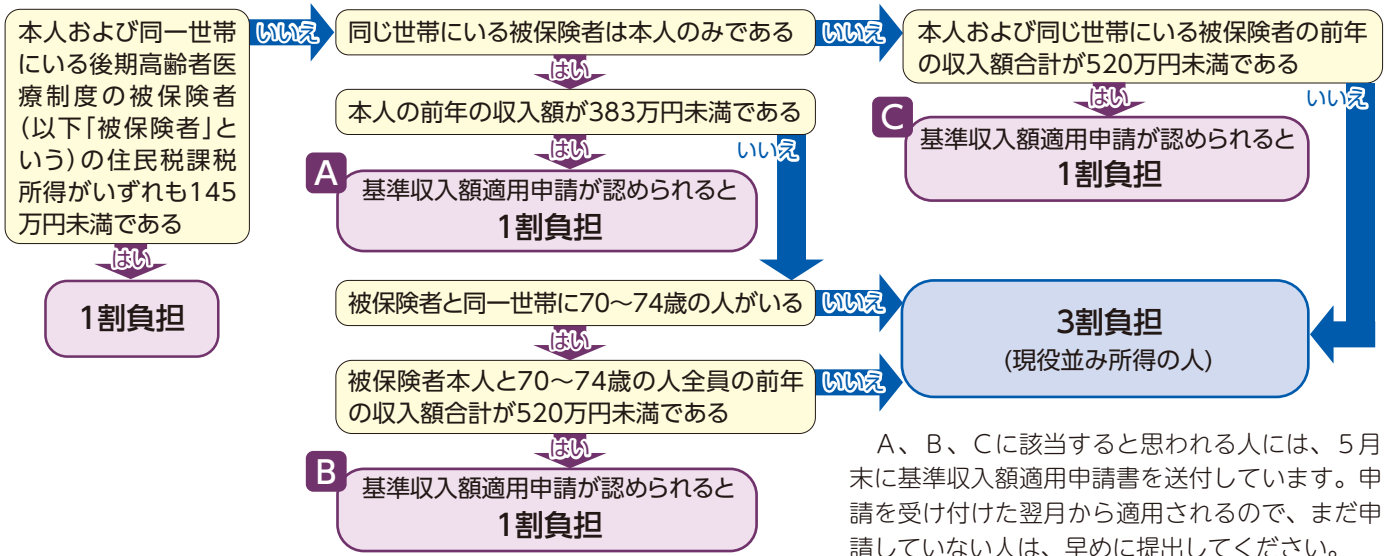
**受診券送付スケジュール** 4月末時点の被保険者…6月下旬発送、5～7月中に被保険者となる人…8月下旬発送、8月中に被保険者となる人…9月下旬発送

**受診期間** 令和2年7月～11月末 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、受診期間中でも中止となる場合があります。受診を希望する医療機関に必ず連絡した上で、受診してください。

**自己負担額** 住民税課税世帯の人…500円、住民税非課税世帯の人…200円

## 自己負担割合は1割または3割

医療機関の窓口では、かかった医療費の1割または3割を支払います。8月1日からの自己負担割合は、令和元年中の所得金額を基にして判定されます。



A、B、Cに該当すると思われる人には、5月末に基準収入額適用申請書を送付しています。申請を受け付けた翌月から適用されるので、まだ申請していない人は、早めに提出してください。

## 医療費が高額になったときは

### 高額療養費

1カ月の医療費が高額になったときは、申請により下表の自己負担限度額を超えた額を高額療養費として支給します。一度申請すると、以後の高額療養費は自動的に登録口座に振り込まれます。

対象者には診療月の3カ月後以降に申請書が自動的に送付されます。

### 「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請を

下表の所得区分で現役Ⅰ・Ⅱおよび区分Ⅰ・Ⅱに該当する人は、申請により現役Ⅰ・Ⅱの人には「限度額適用認定証」を、区分Ⅰ・Ⅱの人には「限度額

適用・標準負担額減額認定証」を交付します。1カ月の医療費が自己負担限度額を超えるような高額になる場合には、この認定証を医療機関へ提示することで、一部負担金が減額されます(区分Ⅰ・Ⅱの人は食事代も減額)。認定証は申請月からの適用となりますので、早めに申請してください。

### 高額介護合算

年間(毎年8月分～翌年7月分)の医療費の自己負担額と、介護サービスの自己負担額を合算した額が限度額を超えたときは、申請により超えた額を高額介護合算療養費として支給します。対象者には毎年3月末に申請書が自動的に送付されます。

### 自己負担限度額

所得区分	所得基準	自己負担割合	自己負担限度額(月額)		入院したときの食事代(1食当たり)
			外来(個人単位)	外来+入院(世帯合算)	
現役Ⅲ	同一世帯に住民税課税所得690万円以上の被保険者がいる場合	3割	25万2,600円+(総医療費-84万2,000円)×1% または14万1,000円*2		460円*4
現役Ⅱ	同一世帯に住民税課税所得380万円以上690万円未満の被保険者がいる場合*1	3割	16万7,400円+(総医療費-55万8,000円)×1% または9万3,000円*2		
現役Ⅰ	同一世帯に住民税課税所得145万円以上380万円未満の被保険者がいる場合*1	3割	8万1,000円+(総医療費-26万7,000円)×1% または4万4,400円*2		
一般	現役Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、区分Ⅰ・Ⅱ以外の人	1割	1万8,000円*3	5万7,600円 または4万4,400円*2	
区分Ⅱ	同一世帯の全員が住民税非課税の場合(区分Ⅰ以外)	1割	8,000円	2万4,600円	(~90日*5)210円 (91日~*5)160円*6
区分Ⅰ	住民税非課税世帯のうち、世帯員それぞれの所得が0円となる場合(公的年金等の控除額は80万円として計算)	1割	8,000円	1万5,000円	100円

\*1 申請により自己負担割合1割となった場合を除きます。  
 \*2 過去1年間に外来+入院の限度額を3回以上超えたときの4回目以降の額  
 \*3 1年間(8月～翌年7月)の外来(個人)の自己負担額の合算額に、年間14万4,000円の上限があります。  
 \*4 指定難病患者の人、一定期間精神病床に入院中の人などは、260円の場合もあります。  
 \*5 過去1年間で入院した日数の合計  
 \*6 過去1年間で区分Ⅱの認定証が交付されている期間の入院日数が90日を超えたことを申請して認められたときの額



# 住宅改修に伴う固定資産税の減額

問い合わせ 資産税課 ☎229-3132 FAX229-3331

住宅(賃貸住宅は除く)について次の改修を行った場合、改修が完了した日から3カ月以内に申告すると、翌年度1年間の固定資産税が減額されます。申告方法など詳しくはお問い合わせください。



工事の種類	減額要件(以下の全てを満たしていること)	減額税額*1	工事内容
耐震改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和57年1月1日以前から所在する住宅であること</li> <li>令和4年3月31日までに完了した改修工事であること*2</li> <li>居住部分の床面積が総床面積の2分の1以上であるもの</li> <li>一戸当たりの工事費用が50万円を超えていること</li> </ul>	居住部分1戸当たり120㎡までの部分の固定資産税額の2分の1	現行の耐震基準に適合する耐震改修工事
	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記の要件に加え、改修工事に伴い新たに長期優良住宅の認定を受けた住宅であること</li> </ul>	居住部分1戸当たり120㎡までの部分の固定資産税額の3分の2	
バリアフリー改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>新築された日から10年以上を経過した住宅</li> <li>令和4年3月31日までに完了した改修工事であること*2</li> <li>居住部分の床面積が総床面積の2分の1以上であるもの</li> <li>補助金を除く工事費用の自己負担額が50万円を超えていること</li> <li>改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること</li> <li>65歳以上の人、要介護認定または要支援認定を受けている人、障がい者のいずれかが居住していること</li> </ul>	居住部分1戸当たり100㎡までの部分の固定資産税額の3分の1	通路・出入口の幅、階段の勾配の緩和、浴室の改良、トイレの改良、手すりの取り付け、床の段差の解消、引き戸への取り替え、床表面の滑り止め化など
省エネ改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年1月1日以前から所在する住宅であること</li> <li>令和4年3月31日までに完了した改修工事であること*2</li> <li>居住部分の床面積が総床面積の2分の1以上であるもの</li> <li>現行の省エネ基準に適合する工事であること</li> <li>補助金を除く工事費用の自己負担額が50万円を超えていること</li> <li>改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること</li> </ul>	居住部分1戸当たり120㎡までの部分の固定資産税額の3分の1	窓の断熱改修工事(必須)、窓の断熱改修工事と併せて行う床・天井・壁の断熱改修工事
	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記の要件に加え、改修工事に伴い新たに長期優良住宅の認定を受けた住宅であること</li> </ul>	居住部分1戸当たり120㎡までの部分の固定資産税額の3分の2	

\*1…適用が受けられるのは、1戸につき1回限りです。なお、耐震改修とバリアフリー改修に伴う減額、または耐震改修と省エネ改修に伴う減額はそれぞれ重複して適用することはできません。

\*2…改修工事完了後、3カ月以内の申告に限ります。



# 国民健康保険加入者の皆さんへ

問い合わせ 保険医療助成課 ☎229-3160 FAX229-5001

## ▶70～74歳の人へ高齢受給者証を送付

国民健康保険に加入中で70～74歳の人自己負担割合を示す「国民健康保険高齢受給者証」の有効期限は、毎年7月31日です。8月から新たに有効になる高齢受給者証を、7月中旬に送付します。医療機関を受診するときは、国民健康保険被保険者証と併せて窓口で提示してください。

## ▶限度額適用認定証の申請を

国民健康保険の「限度額適用認定証」の有効期限は、毎年7月31日です。8月以降も継続して交付を希望する場合は、保険医療助成課または各総合支所市民福祉課(市民課)へ申請してください。なお、8月以降有効となる認定証の申請は、7月8日(水)から受け付けます。

## 申請に必要なもの

- 国民健康保険被保険者証
- 印鑑
- 個人番号が確認できるものと身分証明書

※申請は郵送でも可(混雑緩和にご協力ください)

## ▶国民健康保険料の納付をお忘れなく

7月8日(水)から順次国民健康保険料納入通知書を送付します。第1期(普通徴収)の納期限は7月31日(金)です。最寄りの金融機関または郵便局、コンビニ、スマートフォンなどの専用アプリから納めてください。口座振替を利用すると、納める手間や納め忘れがなく便利です。また、納付が困難な場合は、保険医療助成課納付相談窓口(☎229-3161)または各総合支所市民福祉課(市民課)へご相談ください。

## お知らせ

### 固定資産税・都市計画税の納付

収税課  
☎229-3135 FAX229-3331

第2期の納期限は7月31日(金)です。金融機関または郵便局、コンビニ、スマートフォンなどの専用アプリで納めてください。専用アプリについて詳しくは津市ホームページをご覧ください。口座振替を利用すると、納める手間や納め忘れがなく便利です。11月末までに手続きをすると、第3期からの口座振替になります。

### 新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難な人へ～徴収猶予の「特例制度」をご利用ください～

同感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少があった人は、1年間、市税の徴収の猶予を受けることができます。担保の提供は不要で、延滞金もかかりません。

詳しくは収税課(☎229-3136)までお問い合わせください。

**対象** 次の①②の両方を満たす納税者・特別徴収義務者

①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1カ月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること

②一時に納付し、または納入することが困難であること

**対象の市税** 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する個人住民税、法人市民税、固定資産税など

### 災害に遭った場合に市税を減免

市民税課  
☎229-3130 FAX229-3331  
資産税課  
☎229-3132 FAX229-3331

地震や風水害、火災などの災害で被災した場合に、災害発生日以後に納期限となる市税が減免され

る制度があります。減免を受ける場合は、原則納期限の7日前までに「減免申請書」と「被災証明書」を提出してください。

**減免額** 被災の程度に応じた割合  
**対象**

#### ▶市・県民税

- 災害により、本人(同居の扶養親族を含む)が所有する住宅または家財について生じた損害金額(保険金、損害賠償金などにより補てんされた金額を除く)が、被災時における価格の3割以上であると認められる場合 ※所得制限あり

- 災害により死亡した場合など

#### ▶固定資産税・都市計画税

- 災害により、面積の2割以上の地形が変わった土地
- 全壊または半壊、床上浸水による損害金額が、被災時における価格の2割以上であると認められる家屋と償却資産

## 新型コロナウイルス感染症 特別定額給付金の申請を受け付け中!



問い合わせ 新型コロナウイルス感染症特別定額給付金等推進室 ☎ 229-3574 FAX 253-1166

### 6月8日時点で 津市民91.37%への振り込みが完了!

新型コロナウイルス感染症による生活の変化が大きな影響を及ぼしている中、家計支援として1人10万円の特別定額給付金を支給しています。津市では6月8日までに、全体の91.83%に当たる11万6,275通について申請書の返送がありました。また、同日時点で91.37%に当たる25万3,194人、253億1,940万円の給付が完了しています。申請が済んでいない人はお早めにご連絡をお願いします。

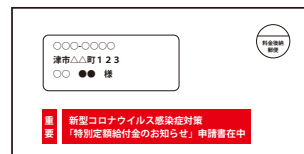
**対象** 基準日(令和2年4月27日)時点において津市の住民基本台帳に記録されている人

**締め切り** 8月12日(水)

### 申請書が届いていない人はご連絡を

「宛て所にたずねなし」などの理由で津市が送付した申請書在中の封筒が郵便局から返送されています。以下の理由などで申請書が手元に届いていない場合は、再送付しますのでご連絡ください。

- 転居したが、住民票の住所変更を行っていない
- 転送期間が過ぎている(郵便局の転送期間は届け出から1年間)
- 表札に氏名が掲示されていない



津市から送付される申請書在中の封筒

## 引き忘れ・納め忘れにご注意を 市民税・県民税の特別徴収

市民税課

☎229-3130 FAX229-3331

市民税・県民税の特別徴収は、特別徴収義務者である事業主が従業員に代わって、毎月の給与から税額を差し引いて市へ納入する制度です。特別徴収義務者には5月15日付で税額決定通知書と納入書を送付しましたので、内容を確認の上、取扱金融機関などで納入してください。

市民税・県民税の特別徴収税額の納期限は、月割額を徴収した月の翌月10日で、初回の納期限は7月10日(金)です。10日が土・日曜日、祝・休日の場合は、その翌日になります。

## 戦没者等のご遺族の皆さんへ 特別弔慰金の申請を

福祉政策課

☎229-3283 FAX229-3334

令和2年4月1日時点で恩給等受給者がいない場合に次の順番による先順位の遺族お一人に第十一回特別弔慰金が支給されます。

戦没者等の死亡当時のご遺族で戦没者等の①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹 ⑦3親等内親族(甥、姪等) ※戦没者

等の死亡当時、生計関係を有している等の要件により順位が入れ替わる場合があります。また、⑦については戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計を共にしていた人に限ります。

**申し込み** 福祉政策課または各総合支所市民福祉課(福祉課)へ

**締め切り** 令和5年3月31日(金)

## 証明書コンビニ交付 サービスの一時停止

市民課

☎229-3144 FAX221-1173

市区町村が発行する証明書(住民票の写し、印鑑登録証明書等)のコンビニ交付は、マイナンバーカードを利用して全国のコンビニエンスストアなどにあるキオスク端末(マルチコピー機)から取得できるサービスです。7月15日(水)・23日(木・祝)～26日(日)はメンテナンスによりサービスを終日停止しますので、ご注意ください。

## 新築・増築などの 家屋調査にご協力を

資産税課

☎229-3132 FAX229-3331

久居分室

☎255-8826

新築・増築・取り壊された家屋を調査しています。調査は「固定資産評

価補助員証」を携帯した市職員が行いますので、ご協力をお願いします。不審な場合は同補助員証の提示を求めると、お問い合わせください。

## ダムの放流による 川の増水に注意

防災室

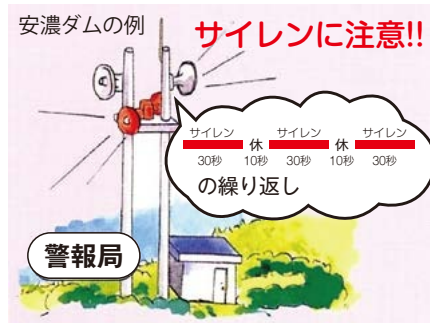
☎229-3104 FAX223-6247

ダムから水を放流するときは、警報局や警報車からサイレンでお知らせします。急に水量が増えることがありますので、川の中にいると危険です。また、ダム放流以外でも、大雨で増水することがあります。放流サイレンを聞いたときや、川の変化に気付いたときは、直ちに川から出てください。

### ダムについて詳しくは

安濃ダム管理室 ☎265-4133

君ヶ野ダム管理室 ☎262-3248



※放流中は赤色灯が点灯しています。

# 津市の花火大会 中止のお知らせ

全国的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、下表の花火大会が中止となりました。詳しくは各問い合わせ先へご連絡ください。

中止になった花火大会名	とき	問い合わせ
2020美里夏まつり	7月18日(土)	美里総合支所地域振興課(☎279-8111、FAX279-8125)
第69回津花火大会2020	7月25日(土)	観光振興課(☎229-3234、FAX229-3335)
第59回久居花火大会	8月1日(土)	久居総合支所地域振興課(☎255-8851、FAX255-0960)
令和2年度みすぎ夏まつり納涼花火大会	8月8日(土)	美杉総合支所地域振興課(☎272-8085、FAX272-0439)
あのを「光れ!しかけ花火」祭り	8月15日(土)	安濃総合支所地域振興課(☎268-5511、FAX268-3357)

## 広報津合併号の発行について

新型コロナウイルス感染症の影響により、7月1日号と16日号の広報津については、合併号として発行しています。

## コロナ禍で行政に 求められること

津市長 前葉 泰幸



今年、新型コロナウイルス感染症は瞬く間に全世界に拡大し、1月30日、世界保健機関(WHO)は世界的な緊急事態であることを宣言しました。

感染症の猛威に各国が相次いで都市の封鎖に踏み切る中、日本では感染の拡大を防止するため、まず学校が3月から臨時休業となり学齢期の子どもを持つ家庭に動揺が走ります。

4月7日、7都府県に緊急事態宣言が発令されると景気は大幅に減速を始め、16日には対象区域が全国に拡大されたことを契機として国内の社会経済活動に急ブレーキがかかりました。

厳しさを増す家計への支援策として、国は国民一人当たり現金10万円の一律給付を決定。全国の地方自治体も独自に対策の検討を開始しました。

既に新型コロナウイルスはこれまでの生活を一変させ、地域経済に深刻な痛みをもたらしています。従来型の行政手法だけで危機感を募らせる市民の生活を支えることは難しいと判断し、幹部職員たちに次のように呼び掛けました。

「今回のコロナ禍対策は、これまでの地方行政の政策のあり方とは別の次元で考える必要がある。『困っているのは一部の人たちではなく全市民。手を差し伸べる先は全ての市民である』との前提で立案しよう」

全市民を対象とする選択肢の提案は、困難な状況にある方を支援する福祉行政に通じた市役所職員たちに、これまでの価値観が覆るほどのインパクトをもたらしました。私にとっても、バラマキだと評されかねない政策をも即断即決する覚悟が求められる厳しい局面となりました。

実際、足かけ3カ月にわたる休校は異例のことで、外出の自粛や在宅勤務の要請、公共施設の利用停止などさまざまな制限を受け、いずれの家計でも出費がかさんでいます。経済活動の停滞で売

り上げが激減し、事業の継続が危ぶまれる企業が続出。雇用は不安定になっています。一部の業種では休業要請に応じても家賃や水道光熱費、人件費などの固定経費を払い続けなければなりません。

対応の遅れが命取りになる局面に至っては、津市においても、一刻も早く住民を等しく支援し、市民のくらしを守る政策が求められたのです。

とはいえ、健全財政を損ね将来の世代に負担を残すわけにはまいりません。そこで、津市が施行するモーターボート競走事業の社会貢献事業という位置づけで10億円を繰出し、コロナ禍対策の財源に充てることにしました。

折しもボートレース津は厳しい経営状況から脱却し、今年度は既に20億円の収益金を津市行政が展開する事業に充当することが決定していました。感染拡大による無観客開催期間中も、勝舟投票券をスマホなどで購入する電話投票が好調で収益が大きく落ち込むことはない見込みです。

国からの交付金3億円に加え、モーターボート競走事業会計から新たに10億円の資金を追加して津市が独自に実施するコロナ禍対策は、全ての家計と事業者への支援に加え、子育て世帯と売り上げが減少している事業者への支援の3つの給付策に決定しました。

- ① 全ての家計と事業者への支援となる水道基本料金の2カ月無料化
- ② 全ての小中学生と未就学児を対象とした給食費3カ月無償化あるいは支援金の支給
- ③ 売り上げが前年同月比で3割から5割減少し、国の持続化給付金の交付要件に満たない事業者への最高10万円の支援金の支給

残額約3億7千万円は、新設する「新型コロナウイルス感染症対策事業基金」に積み立て、感染状況の推移に応じて活用することとしました。

5月25日、1カ月半にわたった緊急事態宣言は全面解除となりました。しかし、その後も各地で感染者数は増減を繰り返し、予断を許さない状況が続いていることには変わりはありません。

津市独自の支援策が新しい日常へと慎重に歩みを進める後押しとなることを願いつつ、新たな感染を防止し、くらしと経済に活力を取り戻すため、今後も市役所を挙げて対策を講じてまいります。

テレビ版市長コラムでは、前葉市長がこのテーマについて語ります



津市長コラム

検索

## 市長の活動日記から



### ✓ 三重トヨタ自動車株式会社からの寄付受贈式…2月22日

三重とこわか国体・大会をPRするラッピングカー。県内最多の競技が開催される津市でフル稼働し機運を盛り上げます。



### ✓ 特別定額給付金等推進室職員辞令交付式…5月22日

一刻も早い給付を目指し連休返上で作業。5月11日の給付可能初日より振り込み開始。6月8日時点の給付率は91.37%でした。

「市長活動日記」は津市ホームページでご覧になれます

津市長活動日記

検索



# 環境だより

豊かな自然とともに歩み、より暮らしやすい環境を創造するまち 津

令和2年7月1日発行

令和2年 第2号

環境政策課

TEL 229-3139 FAX 229-3354



## 感染症拡大防止のため、ごみの出し方にご注意を!

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、使用済みのマスクやティッシュペーパーなどを燃やせるごみの日に捨てる際は、右記のことに注意しましょう。

これらは、家庭での感染予防のほか、地域のごみ一時集積所の衛生の確保にもつながります。安全なごみ処理にご協力をお願いします。

### 感染症拡大防止のための注意点!



ごみに  
直接触れない



ごみ袋はしっかりと  
縛って封をする



ごみ捨て後は  
手を洗う



## 生ごみ処理機などの購入費用補助

家庭から出る生ごみをたい肥化・軽量化できる生ごみ処理機などの購入費(本体価格)の一部を補助します。

**対象** 過去6年以内にこの補助制度を受けていない市内に在住の人 ※1世帯につき1基

**補助金額** 生ごみ処理機…購入金額の2分の1(上限額2万5,000円)、コンポスト容器…購入金額の2分の1(上限額3,000円)

**申し込み** 環境政策課または各総合支所地域振興課にある申請書・請求書に必要事項を記入し、領収書、印鑑、購入者名義の預金通帳(振り込み先確認のため)を持参し提出 ※申請書・請求書は津市ホームページからもダウンロード可

**申込期間** 購入した日の翌日から60日以内



## 自宅に新エネルギー利用設備を設置しませんか?

津市では地球温暖化対策の一環として、家庭用太陽光発電システム、小型風力発電装置、家庭用燃料電池システム(エネファーム)の設置に対して、津市新エネルギー利用設備設置費補助金を交付しています。補助金の申請書・請求書は津市ホームページからもダウンロードできます。



これらの補助を活用した整備導入により

平成18年度からの合計で

杉の木約80万本が年間に吸収するCO<sub>2</sub>量を削減



### 補助金額

#### 太陽光発電システム

個人住宅、共同住宅、事業所

太陽電池モジュールの公称最大出力の合計	金額(1件当たり)
5kw以上10kw未満	6万円

自治会集会所

太陽電池モジュールの公称最大出力の合計	金額(1件当たり)
3kw未満	21万円
3kw以上6kw未満	42万円
6kw以上10kw未満	70万円

小型風力発電システム・家庭用燃料電池(エネファーム)

1件当たり6万円



## 》ごみ出しルールを守って正しい分別を！

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための「新しい生活様式」によって、通販での買い物やテイクアウトの食事、家の片付けなどをする機会が増え、これまでの生活ではあまり生じなかったごみが多く出ているようです。ごみの分別で分からないものがあれば、家庭ごみ収集カレンダー、ごみ分別ガイドブック、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」で確認し、ごみ出しルールを守って出してください。



ごみ分別  
ガイドブック



さんあ〜る



### ごみ出しの4つのルール

1. 決められた日の決められた時間までに（前日から出さない）
2. 決められたごみだけを（当日のごみだけを、ごみ収集カレンダーで確認して出す）
3. 決められた方法で（他のごみを混ぜない、透明または半透明の袋で出す）
4. 決められた場所に出す（自治会、管理会社で決められた場所に出す）



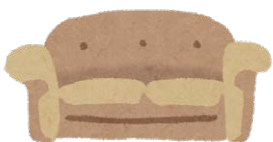
### このごみ、何の日に出すの？

～間違いやすいもの、問い合わせの多いもの～



#### ソファ、マットレス

スプリングが入っている  
…**金属の日**  
スプリングが入っていない  
…**燃やせるごみの日**



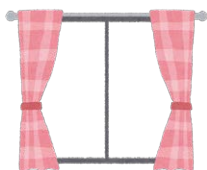
#### 電子レンジ

**金属の日**  
※電子レンジは家電リサイクル法の対象外です



#### カーテン

**燃やせるごみの日**  
※リサイクルが困難なため



#### パソコンのプリンター

**金属の日**



#### 使わなかった花火

水に濡らし発火しないように処理をして、  
**燃やせるごみの日**  
※未使用の花火やマッチなどを乾いた状態でごみに出すと車両火災の原因になります



#### パソコン本体・ディスプレイ

**市では収集しません**  
※PCリサイクル法の対象です。ただし、各エコステーションへの自己搬入が可能です。

#### 電球

**燃やせないごみの日**  
※蛍光管は危険ごみです



#### カミソリ

**金属の日**  
※危険ごみではありません

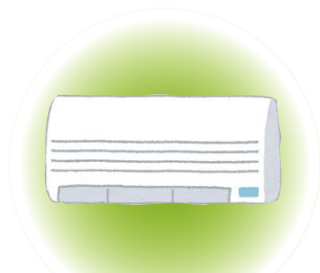




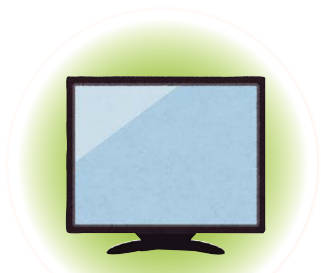
## 家電4品目は市では処理できません

家電4品目は、特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)により、処理方法が次の通りに決まっています。ごみ一時集積所や津市の施設には搬入できませんので、ご注意ください。以下の家電製品のリサイクルは、廃棄物の減量と資源の有効利用に大きく貢献します。

### 家電4品目とは？



エアコン



テレビ



冷蔵庫  
冷凍庫



洗濯機  
衣類乾燥機

### なぜ家電4品目は市で処理ができないの？



理由は主に2つあるよ

- 金属ごみとして捨てられる家電製品のごみとは性質が異なり、施設での機械破砕ではなく、**手作業**によるより高度な解体を伴ったリサイクルをしなければならないため
- 一部の品目に含まれる**有害物質**の処理を適切に行う必要があるため

### 処理方法は？

家電4品目の処理方法は以下の3通りです。

- ① 家電製品(家電4品目)を購入した店か、買い替えをしようとする店に依頼
- ② 郵便局で家電リサイクル券を購入し、指定引き取り場所に持ち込む
- ③ 家電リサイクル券を取り扱っている収集運搬許可業者に依頼

#### 相談窓口

- リサイクル料金について  
…家電リサイクル券センター  
(☎0120-319640)
- 家電リサイクル券を取り扱っている収集運搬許可業者について  
…環境政策課(☎229-3258)



家電リサイクル券センター



収集運搬許可業者



## 空き家の早期利活用のススメ

### 早い段階で利活用の決断を

空き家を所有した場合、敷地の除草や庭木の剪定、建物が破損した場合の改修など、維持管理のための費用が必要となります。また、人が住まなくなった家は老朽化が早まる傾向にあり、利活用も難しくなります。早い段階で以下のような取り組みを考えましょう。

#### 売却する・賃貸に出す

ご自身で住む予定がない場合は空き家のままにせず、売却する・賃貸に出すなどの利活用を考えましょう。住宅を売却する場合等は、不動産業者に仲介を依頼するのが一般的です。

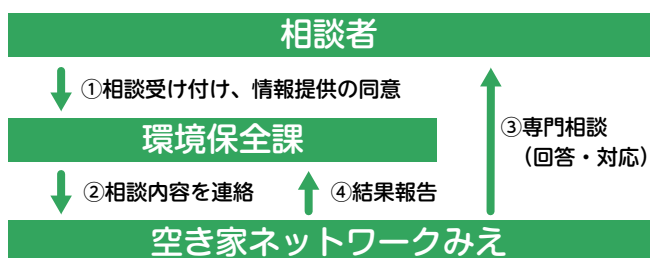
#### 除却(解体)する

すでに老朽化などによる破損がひどく、リフォーム費用がかさむような場合は、建物を除却(解体)して、土地の利活用を考えましょう。



### 所有者のための相談窓口

空き家に関する相談には、権利関係(登記など)をはじめ、売却・リフォーム・解体など、専門的な知識が必要です。津市では専門家団体で構成される「空き家ネットワークみえ」と協力し、所有する空き家のお悩みや心配事の解決に取り組んでいますので、ご相談ください。



#### 相談窓口

- 環境保全課 ☎229-3398 または各総合支所 地域振興課
- 空き家ネットワークみえ(三重県宅地建物取引業協会内、☎227-5018) ※土・日曜日、祝・休日を除く9時~12時、13時~17時



## 空き地を所有している人へ

空き地は、その所有者が適正に管理しなければなりません。適正管理を怠ると雑草の繁茂や樹木が自生するなどし、害虫の発生やごみの不法投棄を誘発する恐れがあります。このような状態にならないよう、空き地の所有者は適正な管理をお願いします。

#### 雑草対策

- 適切な時期、頻度での刈り取り
  - 防草シートの施工
- ※刈り取った雑草は風で飛ぶことがあるので、放置せず適切に処分してください。



## 狂犬病予防注射は動物病院で受けられます

狂犬病の予防注射は動物病院で受けることができます。狂犬病予防注射の接種や注射済票が交付できる委託動物病院一覧については、津市ホームページをご覧ください。ただか、環境保全課(☎229-3282)へお問い合わせください。



委託動物  
病院一覧

※今年度の集合注射は、緊急事態宣言が発令されたことを受け、4月17日・19日の開催を中止しました。



# 健康づくりだより

令和2年7月1日発行

健康づくり課

☎229-3310 FAX 229-3346

保健センターでは、各年代を通して健康づくりができるように、健康相談や健康教室、電話相談を実施しています。お気軽にご利用ください。

保健センター名	問い合わせ	保健センター名	問い合わせ
中央	☎229-3164	安濃	☎268-5800
久居	☎255-8864	香良洲	☎292-4183
河芸	☎245-1212	一志	☎295-0112
芸濃	☎266-2520	白山	☎262-7294
美里	☎279-8128	美杉	☎272-8089

※香良洲・白山・美杉保健センターは、保健師が不在の時があります。

## 精神科医師によるこころの健康相談

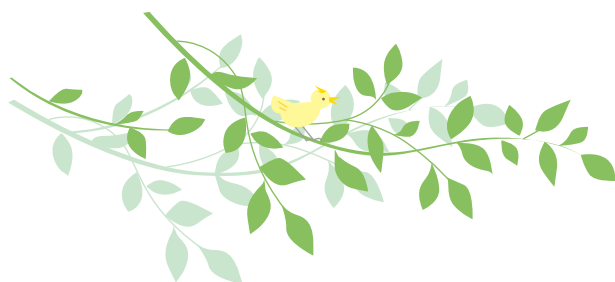
不安、眠れない、ひきこもりなどこころの健康で悩んでいる人、またはその家族の相談に精神科医師が応じます。

とき 7月27日(月)14時~15時30分

ところ 中央保健センター

定員 4人

申し込み 同保健センターへ



## 「新しい生活様式」の実践で 新型コロナウイルス感染症を予防しよう

新型コロナウイルス感染症は、無症状や軽症の場合であっても、他の人に感染を広げる例があります。新型コロナウイルス感染症対策には、感染から守るだけでなく、自らが周囲に感染を拡大させないことが大切です。そのためには一人一人の心掛けが何より重要です。

### 「新しい生活様式」

- 人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける
- こまめに手洗い・手指消毒をする
- 咳エチケットを徹底する
- こまめに換気する
- 「3密」(密集、密接、密閉)を避ける

- 発熱または風邪症状がある場合は自宅で療養するなど

HP 津市 予防や国・県の相談窓口



けがの応急処置、健康に関する  
相談をしたいときは…

津市救急・健康相談ダイヤル24  
(24時間年中無休)

☎0120-840-299

医師や看護師など専門スタッフが、相談にお答えします。

診療時間外に受診できる  
医療機関を知りたいときは…

三重県救急医療情報センター  
(24時間年中無休)

コールセンター ☎229-1199

救急医療情報医療ネットみえ  
PC版・スマートフォン版 <https://www.qq.pref.mie.lg.jp/>  
携帯電話版 <https://www.qq.pref.mie.lg.jp/k/>

# 7～9月(一部) がん検診・39歳以下健康診査(集団)

- 検診の受診には電話予約が必要です(結核健診を除く)。  
※祝・休日を除く月～金曜日 8時30分～17時15分

検診会場	予約先
近畿健康管理センター 三重事業部「KKC健康スクエア」 (あつ台四丁目)	☎233-5489
上記以外 (三重県健康事業センター 「健診センターサンテ」 (観音寺町)など)	☎221-5115 ※インターネットによる 申し込み(仮予約)も可 能です。 「津市サンテ」で検索

- 対象年齢は令和3年3月31日時点の年齢です。
- 予約・受診の際には受診券が必要です。7月1日発行の広報津と同時期に配布される「津市がん検診と健康診査のご案内」に記載の受診券申請書はがきや、津市ホームページからダウンロードした受診券申請書で、郵送による申請もできます。
- 定員はいずれも先着順です。
- 受診料のかっこ内は国民健康保険被保険者および75歳以上の人の金額です。
- 非課税世帯・生活保護受給世帯の受診料は全額免除です(証明書が必要)。
- 子宮頸がん、乳がん検診の「無料クーポン券」が届いた人はぜひご利用ください。
- 発熱や風邪症状のない時に受診しましょう。また、感染予防のためにマスクを着用して受診しましょう。
- 大雨や台風、感染症の流行などにより日時、内容等が変更または中止になる場合がありますのでご了承ください。

## 健康診査

**対象** 19～39歳の人  
**受診料** 1,600(500)円  
**日程**

※数字は定員(人)

検診会場	とき	健康診査		申し込み開始日
		8:30～11:00	13:30～15:00	
近畿健康管理センター	7月19日(日)	20	30	7月1日(水)
	27日(月)	20	30	
	8月1日(土)	10	20	
	5日(水)	10	20	
	17日(月)	10	20	7月20日(月)
	22日(土)	10	20	
	26日(水)	10	20	
	9月1日(火)	10	20	
三重県健康管理事業センター	6日(日)	10	20	7月1日(水)
	7月15日(水)	—	40	
	26日(日)	—	40	
	8月2日(日)	—	40	7月20日(月)
	16日(日)	15	—	
9月2日(水)	15	—		
一志保健センター	8月4日(火)	—	40	7月8日(水)

## 肝炎ウイルス検診

**対象** 40歳の人、41歳以上で過去に津市の肝炎ウイルス検診を受診していない人  
**受診料** 700(300)円

## 前立腺がん検診

**対象** 55・60・65・70・75歳の男性  
**受診料** 600(300)円  
**日程**

※○は定員なし、数字は定員(人)

検診会場	とき	肝炎ウイルス		前立腺がん		申し込み開始日
		9:00 11:00	13:30 15:00	9:00 11:00	13:30 15:00	
近畿健康管理センター ※午前の受け付けは8時30分から	7月19日(日)	○	○	○	○	7月1日(水)
	27日(月)	○	○	○	○	
	8月1日(土)	○	○	○	○	
	5日(水)	○	○	○	○	
	17日(月)	○	○	○	○	7月20日(月)
	22日(土)	○	○	○	○	
	26日(水)	○	○	○	○	
	9月1日(火)	○	○	○	○	
三重県健康管理事業センター ※午前の受け付けは8時30分から	6日(日)	○	○	○	○	7月1日(水)
	7月15日(水)	10	—	5	—	
	26日(日)	10	—	5	—	
	8月16日(日)	10	—	5	—	7月20日(月)
久居総合福祉会館	9月2日(水)	10	—	5	—	7月13日(月)
	5日(土)	10	—	5	—	
芸濃保健センター	8月7日(金)	10	—	5	—	7月15日(水)
安濃保健センター	8月18日(火)	10	—	5	—	7月10日(金)
波瀬ふれあい会館	8月5日(水)	10	—	5	—	7月8日(水)
一志保健センター	8月4日(火)	10	—	5	—	
	8月4日(火)	—	10	—	5	
	8月25日(火)	10	—	5	—	

### 胃がん検診

【X線：バリウム】

対象 40歳以上の人  
受診料 1,000(600)円

【内視鏡：胃カメラ】

対象 50歳以上偶数年齢の人  
受診料 3,000(1,000)円

※50歳以上偶数年齢の人は、X線検査か内視鏡検査のどちらか1つを受診できます。

### 胸部X線検診(肺がん/結核)

対象 40歳以上の人(65歳以上の人は、肺がん検診か結核健診のいずれか一方)

受診料 500(200)円、かく痰検査は700(500)円追加、結核健診は無料

※近畿健康管理センター・三重県健康管理事業センターについては、肺がん検診のみ受診可

### 大腸がん検診

対象 40歳以上の人  
受診料 500(300)円

※申込期間は、各実施日の10日前まで

日程

※数字は定員(人)

検診会場	と き	胃がん		胸部X線 (肺がん/結核)		大腸がん		申し込み 開始日		
		X線	内視鏡	9:00	13:30	9:00	13:30		9:00	13:30
		9:00 11:00	13:30 15:00	8:30 11:00	9:00 11:00	13:30 15:00	9:00 11:00		13:30 15:00	
近畿健康管理 センター ※午前の受け付 けは8時30分 から	7月19日(日)	50	3	13	55	40	45	40	7月1日(水)	
	27日(月)	50	3	13	55	40	45	40		
	8月1日(土)	45	—	13	55	40	45	40		
	5日(水)	45	—	13	55	40	45	40		
	17日(月)	45	—	13	55	40	45	40	7月20日(月)	
	22日(土)	45	—	13	55	40	45	40		
	26日(水)	45	—	13	55	40	45	40		
	9月1日(火)	45	3	13	55	40	45	40		
6日(日)	45	3	13	55	40	45	40			
三重県健康管理 事業センター ※午前の受け付 けは8時30分 から	7月15日(水)	26	—	—	22	—	20	5	7月1日(水)	
	20日(月)	26	—	—	22	—	20	5		
	26日(日)	26	—	—	22	—	20	5		
	8月2日(日)	26	—	—	22	—	20	5	7月20日(月)	
	16日(日)	26	—	—	22	—	20	5		
	9月2日(水)	26	—	—	22	—	20	5		
	5日(土)	26	—	—	22	—	20	5		
久居体育館	9月4日(金)	40	—	—	45	—	50	—	7月13日(月)	
芸濃保健センター	8月18日(火)	40	—	—	45	—	50	50	7月15日(水)	
安濃保健センター	8月5日(水)	40	—	—	45	—	50	—	7月10日(金)	
波瀬ふれあい会館	8月4日(火)	—	—	—	45	—	50	—	7月8日(水)	
一志保健センター	8月4日(火)	—	—	—	—	—	—	50		
太郎生多目的集会所	7月28日(火)	40	—	—	45	45	50	50	7月3日(金)	

### 子宮頸がん検診

対象 20歳以上の女性  
受診料 1,000(600)円

### 乳がん検診

【X線：マンモグラフィ】

対象 40～60歳の偶数年齢の女性、61歳以上で前年度に津市の乳がん検診X線検査を受診していない女性

受診料 1,500(700)円

【超音波：エコー】

対象 30～39歳の女性、41～59歳の奇数年齢の女性

受診料 1,000(500)円

日程

※数字は定員(人)

検診会場	と き	子宮頸がん		乳がん				申し込み 開始日
		9:00 11:00	13:30 15:00	マンモグラフィ		エコー		
				9:00 11:00	13:30 15:00	9:00 11:00	13:30 15:00	
近畿健康管理 センター ※午前の受け付 けは8時30分 から	7月19日(日)	35	35	20	15	18	18	7月1日(水)
	27日(月)	35	35	20	15	18	18	
	8月1日(土)	35	35	20	15	18	18	
	5日(水)	35	35	20	15	18	18	7月20日(月)
	17日(月)	35	35	20	15	18	18	
	22日(土)	35	35	20	15	18	18	
	26日(水)	35	35	20	15	18	18	
	9月1日(火)	35	35	20	15	18	18	
6日(日)	35	35	20	15	18	18		
三重県健康管理 事業センター ※午前の受け付 けは8時30分 から	7月15日(水)	25	30	20	—	15	15	7月1日(水)
	20日(月)	—	30	—	20	—	15	
	26日(日)	25	30	20	—	15	15	
	8月2日(日)	25	30	—	—	15	15	7月20日(月)
	16日(日)	—	30	—	20	—	15	
	9月2日(水)	—	30	—	20	—	15	
	5日(土)	—	30	—	20	—	15	
久居体育館	9月4日(金)	—	45	40	—	—	40	7月13日(月)
芸濃保健センター	8月18日(火)	—	45	—	40	—	40	7月15日(水)
一志保健センター	8月4日(火)	—	45	—	40	—	40	7月8日(水)
太郎生多目的集会所	7月28日(火)	—	45	40	40	—	—	7月3日(金)

## 風しん予防接種の費用を助成しています

妊娠初期の妊婦が感染することによる赤ちゃんの先天性風しん症候群の発生を防ぐため、風しんの予防接種を受ける場合に、費用を助成します。

**対象** 津市に住民登録があり、次に該当する人

①妊娠を予定または希望している女性で、風しん抗体価が低い人 ②妊娠を予定または希望している風しん抗体価が低い女性の同居者で、風しん抗体価が低い人 ③風しん抗体価が低い妊婦の同居者  
※風しん抗体価が低い=EIA法8.0未満またはHI法32倍未満など。詳しくは健康づくり課へお問い合わせください。

※「同居」とは接種日の住民基本台帳により住所が同一であること。

※風しんの抗体検査については津保健所健康増進課(☎223-5184)へお問い合わせください。

**助成回数** 対象者1人につき1回

**助成額** 接種費用の2分の1(上限5,000円)

※生活保護受給者は接種費用の全額(被保護証明書が必要)

**助成対象期間** 4月1日(水)～来年3月31日(水)

**申請方法** 健康づくり課または各保健センターの窓

口で申請を受け付けています。郵送で申請する場合は、事前に健康づくり課へ連絡の上、申請してください。

**必要書類**

●風しん予防接種費用助成申請書(各保健センターにあるほか津市ホームページからもダウンロードできます)

●接種の際の領収書原本(被接種者名、予防接種名、接種日、支払った金額、医療機関名が分かるもの)

●助成金の振込口座を確認できる書類

●対象者が①の場合は、接種者本人の風しん抗体価が低いことが分かる書類

●対象者が②の場合は、妊娠を予定または希望している女性と接種者本人の風しん抗体価が低いことが分かる書類

●対象者が③の場合は、妊婦の母子健康手帳および母子保健のしおり

※窓口で申請する際は、印鑑(スタンプ印は不可)も持参してください。

**申請期限** 来年3月31日(水)必着

## 乳児のロタウイルス感染症予防接種の定期接種が始まります！

令和2年10月1日から、ロタウイルス感染症予防接種が定期接種になります。重症胃腸炎の予防のためロタウイルスワクチンを接種しましょう。ワクチンは2種類あり、同様の効果があります。

**対象・接種間隔・回数**

令和2年8月1日以降生まれの以下の出生週数にある子ども

●ロタリックス…出生6週0日後から出生24週0日後まで(約1カ月半～約5カ月半)の間で27日以

上の間隔をおいて2回接種

●ロタテック…出生6週0日後から出生32週0日後まで(約1カ月半～約7カ月半)の間で27日以上の間隔をおいて3回接種

※初回接種は、出生14週6日までに完了させることが望ましいとされています。それ以降になる場合はかかりつけ医と相談してください。

※どちらのワクチンも経口による接種で飲むワクチンです。

## 令和2年度 高齢者肺炎球菌ワクチン(23価) 予防接種一部費用助成のお知らせ

**対象** 接種当日に津市に住民登録がある満65歳以上の人 ※定期接種の対象年齢の人、脾臓摘出または公害健康被害補償制度で公費負担の適応がある人、過去に高齢者肺炎球菌ワクチン(23価)を接種したことがある人は対象外

**助成額** 上限3,000円

**申請方法** 各保健センターの窓口で事前申請が必要

です。印鑑、本人確認書類(個人番号カードまたは通知カード+運転免許証など顔写真付き身分証明書1点または顔写真のない身分証明書2点)をご持参ください。

※郵送での申請も可能で、助成申請書は津市ホームページからもダウンロードできます。



# 国保だより

令和2年7月1日発行

令和2年 第3号

保険医療助成課

☎229-3160 FAX 229-5001

## 令和2年度国民健康保険料納入通知書の送付

国民健康保険(以下「国保」)の保険料納入通知書は、7月8日(水)から順次、加入世帯の世帯主宛てに送付する予定です。

## 保険料の納付義務者は世帯主

世帯主に国保の資格がない場合でも、その世帯の世帯員が国保に加入しているときは、当該世帯主を国保の世帯主とし、国保各種の届け出義務と国民健康保険料(以下「保険料」)の納付義務を負い、国保の現金給付を受ける権利があります。

## 保険料の計算方法

年間の保険料は次のように計算します。

国民健康保険料 = ①医療分保険料 +

②後期高齢者支援分保険料 + ③介護分保険料

### ①医療分保険料

医療分保険料 (限度額63万円※1)	=	A 所得割額 (料率8.0%)	+	B 被保険者 均等割額 1人2万9,100円	+	C 世帯別 平等割額 1世帯2万1,600円
-----------------------	---	-----------------------	---	---------------------------------	---	---------------------------------

### ②後期高齢者支援分保険料

後期高齢者 支援分保険料 (限度額19万円)	=	D 所得割額 (料率2.9%)	+	E 被保険者 均等割額 1人1万500円	+	F 世帯別 平等割額 1世帯7,600円
------------------------------	---	-----------------------	---	-------------------------------	---	-------------------------------

### ③介護分保険料※2

介護分保険料 (限度額17万円※1)	=	G 所得割額 (料率2.9%)	+	H 被保険者 均等割額 1人1万2,500円	+	I 世帯別 平等割額 1世帯6,000円
-----------------------	---	-----------------------	---	---------------------------------	---	-------------------------------

※1 令和2年度から限度額が変わりました。

※2 介護分保険料(介護保険第2号被保険者分)は、加入世帯に40歳以上65歳未満の被保険者がいる場合に掛かります。

### 所得割額の計算方法

所得割額 = 基準総所得金額 × 所得割料率

※基準総所得金額…所得合計額から基礎控除額33万円を差し引いた額(所得合計額が33万円以下の場合には0円)。なお、世帯の所得割額を算出する際は、加入者全員について算出し、世帯で合算

## 保険料の計算例



世帯主42歳

前年中の収入は給与収入  
250万円(給与所得157万円)  
基準総所得金額は157万円  
-33万円=124万円

配偶者38歳

前年中の収入は給与収入  
103万円(給与所得38万円)  
基準総所得金額は38万円  
-33万円=5万円

子10歳

### ①医療分保険料

国保の加入者全員に掛かります。

A 所得割額 (124万円+5万円)×8.0%=10万3,200円

B 被保険者均等割額 2万9,100円×3人分=8万7,300円

C 世帯別平等割額 1世帯につき2万1,600円

A+B+C=21万2,100円

### ②後期高齢者支援分保険料

国保の加入者全員に掛かります。

D 所得割額 (124万円+5万円)×2.9%=3万7,410円

E 被保険者均等割額 1万500円×3人分=3万1,500円

F 世帯別平等割額 1世帯につき7,600円

D+E+F=7万6,510円

### ③介護分保険料

40歳以上65歳未満の介護保険第2号被保険者に掛かります。

G 所得割額 124万円×2.9%=3万5,960円

H 被保険者均等割額 1万2,500円×1人分=1万2,500円

I 世帯別平等割額 1世帯につき6,000円

G+H+I=5万4,460円

国民健康保険料  
34万3,070円

① 21万2,100円

+ ② 7万6,510円

+ ③ 5万4,460円



## 保険料の納付方法

### 普通徴収

保険料は、年金天引き(以下「特別徴収」)で納付する人を除き、毎年4月から翌年3月までの1年分を、7月(第1期)から翌年3月(第9期)までの年9回の納期で納付していただきます。

期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
納期限	7月 31日	8月 31日	9月 30日	11月 2日	11月 30日	12月 25日	来年 2月 1日	来年 3月 1日	来年 3月 31日

※各期の納期限は、各月の末日(12月は25日)ですが、該当日が土・日曜日、祝・休日の場合は、その翌日が納期限となります。

### 特別徴収

次の全ての条件に当てはまる人は、保険料を年金から差し引いて納めていただくこととなります。

- 世帯主が国保の被保険者
- 特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上であり、保険料と介護保険料を合わせた1回当たりの徴収額が、年金1回当たりの支給額の2分の1を超えない ※2分の1を超える場合は介護保険料のみを年金から徴収
- 世帯内の国保の被保険者全員が65～74歳

#### ◆以前から特別徴収で保険料を納めている人

徴収月	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	来年2月

#### ◆今年度から新たに特別徴収で保険料を納める人

納期限	普通徴収で納付			特別徴収で納付			
	第1期	第2期	第3期	徴収月	10月	12月	来年2月
	7月 31日	8月 31日	9月 30日				

#### 特別徴収の人が口座振替を希望するときは

特別徴収を開始する月の3カ月前の月末までに申出書を提出してください。

申し出には、印鑑、納入通知書または国民健康保険被保険者証(以下「保険証」)のほか、新規に口座振替を依頼する場合は、「津市市税等口座振替依頼書」の依頼者保管用の写し(事前に金融機関で口座振替手続きが必要)も併せて必要となります。

## 納付には便利な口座振替を

日頃忙しい人や、うっかり納め忘れてしまいがちな人のために、簡単で便利な口座振替をお勧めします。手続きは、市内に支店のある金融機関(ゆうちょ銀行含む)の窓口へ、保険証または納入通知書と通帳、通帳印(届け出印)を持参の上、お申し込みください。申し込んだ月の翌月末の納期分から口座振替を開始します。

## 保険料の軽減

所得の合算額が一定額以下の世帯は、医療分、後期高齢者支援分および介護分の被保険者均等割額と世帯別平等割額の合算額について軽減します。

軽減割合	被保険者世帯にかかる所得合算額
7割	33万円以下
5割	33万円+28万5,000円×被保険者数 以下
2割	33万円+52万円×被保険者数 以下

※所得割額は軽減となりません。

※軽減の判定は、前年中の所得により行いますので、所得の申告をしている人は特に手続きは必要ありません。

## 国民健康保険のための所得申告

国保加入者で、市・県民税の申告または所得税の確定申告をしていないと思われる人に、「令和2年度(令和元年度)国民健康保険所得申告書」を送付しました。収入の有無にかかわらず、保険医療助成課または各総合支所市民福祉課(市民課)に直接または郵送で提出してください。提出しないと所得が不明ということで、適正な保険料の軽減などの措置や医療給付が受けられないことがあります。

## お薬手帳を活用しましょう

お薬手帳は、あなたが使っている薬を記録するための手帳です。医療機関や薬局に必ず持って行きましょう。また、お薬手帳は薬局ごとに持たず、1冊にまとめましょう。

### お薬手帳のメリット

- 薬の重複や不適切な飲み合わせを防ぐことができる
- 副作用歴、アレルギー、過去の病気などが明確に伝えられる
- 災害時などにいつもの薬が分かる



### 津市国民健康保険加入中の40～74歳の人へ

## 特定健康診査の受診を

対象者(長期入院、施設入所者などを除く)に、6月末から特定健康診査の受診券を順次送付しています。詳しくは、受診券に同封の案内または7月1日発行の広報津と同時期に配布の「令和2年度がん検診と健康診査のご案内」をご覧ください。ただし、新型コロナウイルス感染症の流行により中止または変更する場合があります。特定健康診査の実施状況については、津市ホームページでご確認いただくか、以下までお問い合わせください。

問い合わせ 保険医療助成課保険担当(特定健診)

☎229-3317 FAX 229-5001



# 津市議会 臨時会特集号

令和2年7月1日発行

議会事務局

☎229-3222 FAX 229-3337

HP 津市議会

## 令和2年第1回津市議会臨時会

令和2年第1回津市議会臨時会が5月1日に開催され、特別定額給付金などを給付するための議案等が審議され、全て承認・可決されました。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、臨時会の会場となった津市産業・スポーツセンターのサオリーナ内サブアリーナでは、座席の間隔を2m以上空け、扉は開け放しにするなど、「密閉、密集、密接」の3つの「密」を避けた対策が取られました。

なお、議員をはじめ関係者は、マスクの着用を含む咳エチケットの徹底や手指の消毒を行うなど、感染防止に注意を払いながら、議案審議が行われました。



### 議決結果一覧表

第1回臨時会で審議された議案は次のとおりです。

#### 全会一致(出席全議員が賛成)で承認・可決された議案

議案番号	議案名	概要
承認第4号	専決処分の承認について	津市市税条例の一部の改正について
承認第5号	専決処分の承認について	令和2年度津市一般会計補正予算(第1号)
議案第44号	令和2年度津市一般会計補正予算(第2号)	特別定額給付金給付事業、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業、中小企業・小規模事業者支援事業の増による <b>286億7480万円</b> の増額補正
	《賛成討論 日本共産党津市議団 長谷川幸子議員》	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、緊急事態宣言が発せられ、人々の生活が大打撃を受けている。本議案は、市内全ての人々への1人当たり10万円の特別定額給付金給付事業、子育て世帯への支援として、児童手当を受給する世帯への対象児童1人当たり1万円の臨時特別給付金給付事業、中小企業・小規模事業者支援事業であり、厳しい市民の生活実態に鑑み、一刻も早く市民の元に届けることが求められていることから賛成する。
	《賛成討論 市民クラブ 村主英明議員》	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、今回の補正予算で計上した協力金に続き、津市が地域の实情に応じてきめ細やかに実施すべき事業を早急に取り組むことが極めて重要であると考え。他市町では独自の取り組みが行われているが、津市の姿が市民から見えにくいのが実態ではないかと思う。同時に、市民と身近な議員も、地域の实情を把握して、必要な事業について知恵を絞り、議会から市に対して提案や申し入れをすべきだと自己反省も含め考えている。さらに必要な対策に取り組むべきことを訴えつつ賛成する。

#### 報告

議案番号	議案名	概要
報告第9号	専決処分の報告について	市営住宅に係る明け渡し等請求についての訴訟上の和解
報告第10号	専決処分の報告について	市道補修作業に伴う事故による損害賠償額の決定 <b>9万4523円</b>
報告第11号	専決処分の報告について	交通事故による損害賠償額の決定 <b>6万8750円</b>

# 令和2年第2回津市議会臨時会

令和2年第2回津市議会臨時会が5月20日に開催され、新型コロナウイルス感染症に係る津市独自の支援策を講じるための議案が審議され、全て可決されました。

また、令和2年第1回津市議会臨時会に引き続き、本会議場で新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、3つの「密」回避のため、通路などのスペースを活用して座席の間隔を空け、議員をはじめ関係者の検温を実施するなどの対策を取りながら議案審議が行われました。



## 議決結果一覧表

第2回臨時会で審議された議案は次のとおりです。

### 全会一致(出席全議員が賛成)で可決された議案

議案番号	議案名	概要
議案第45号	津市新型コロナウイルス感染症対策事業基金条例の制定について	新型コロナウイルス感染症が市民生活および地域経済に多大な影響を及ぼしていることから、新型コロナウイルスの感染状況や新たな市民生活様式の定着に伴うさまざまな暮らしの変化、また経済の状態を踏まえ、感染防止対策を継続しつつ、今後必要となる市民生活や地域経済への支援策を講じるための財源に充てることを目的として、津市モーターボート競走事業会計からの繰入金の一部を積み立てる基金を設置するため必要な事項を定める条例の制定
議案第46号	津市水道事業給水条例の一部の改正について	新型コロナウイルス感染症が市民生活や中小企業・小規模事業者の経済活動に多大な影響を及ぼしている状況を踏まえ、給水契約のある全ての家計と事業者への公平かつ直接的な支援を行うべく、水道料金の基本料金を無料とするための所要の改正
議案第47号	令和2年度津市一般会計補正予算(第3号)	基金管理事業、子ども・子育て支援事業(教育費)、中小企業・小規模事業者支援事業、子ども・子育て支援事業(民生費)の増による <b>13億455万8000円</b> の増額補正  《賛成討論 市民クラブ 村主英明議員》 今回の津市の独自策は、地域事情を踏まえて立案されたものであり、ほぼ全ての市民・事業者に対して行う支援、子育て家庭を対象とする支援、ダメージを受けた中小企業・小規模事業者への支援の3つの分野の支援策をめりはりを持たせて実施しようとするものであると理解し、賛成しようとする私の考えを2点申し上げる。まずは、子育て世帯にとっては「教育の遅れ」がより心配であり、教育の遅れを挽回するための対策にもしっかり取り組む必要がある。次に、中小企業・小規模事業者支援事業は、国の支援策と市の支援策は金額の差が大きく戸惑わされる。本来なら、両制度は金額を連続させるべきだと考える。この2点を申し上げ賛成する。  《賛成討論 津市民の会 渡辺晃一議員》 独自支援策を講じるために、モーターボート競走事業会計から20億円の繰入金を上し、さらに今回は10億円を繰り入れるのは、津市の強みであり、市民の励みになる。加えて、新型コロナウイルス感染症対策事業基金で積み立てる約3億7000万円は、今後予想される第2波、第3波のコロナ感染症対策事業に充てる準備であると考え。今後の状況次第では津市独自の支援策を次々に講じる必要があり、あらゆる支援策を打っていくには財政調整基金の活用も考えられる。これらを踏まえ、しっかりとした財政運営を基本に取り組んでいただけると考えることから賛成する。
議案第48号	令和2年度津市水道事業会計補正予算(第1号)	収益的支出 <b>456万5000円</b> の増額補正
議案第49号	令和2年度津市モーターボート競走事業会計補正予算(第1号)	収益的支出 <b>10億円</b> の増額補正(一般会計への繰出金)

## 報告

議案番号	議案名	概要
報告第12号	専決処分の報告について	交通事故による損害賠償額の決定 <b>9万3038円</b>

※新型コロナウイルス感染症の影響により、8月1日および16日号の広報津は合併号として発行されるため、8月16日発行予定のつ市議会だより第58号は、9月1日に発行します。

# 国民年金からのお知らせ

令和2年7月1日発行

保険医療助成課

☎229-3162 FAX 229-5001

## 令和2年度の国民年金保険料

令和2年4月～令和3年3月の国民年金保険料(以下「保険料」)は、月額1万6,540円です。

支払い方法は、現金払い(納付書払い)のほか、申し込みをすることで口座振替やクレジットカード払いにすることもできます。

## 保険料は前納(前払い)すると割引があります

前納した場合の令和2年度の保険料額は次表のとおりです。前納には期限までに申し込みが必要です。口座振替、クレジットカードでの6カ月前納(4～9月分)、1年前納、2年前納の申込期限は2月末で、現金での2年前納は4月中旬です。

### 令和2年度の場合

	現金・クレジットカード払い	毎月納付をした場合との差額	口座振替	毎月納付をした場合との差額
毎月納付	16,540円	—	16,540円	—
6カ月前納	98,430円	▲810円	98,110円	▲1,130円
1年前納	194,960円	▲3,520円	194,320円	▲4,160円
2年前納	383,210円	▲14,590円	381,960円	▲15,840円

※1 ▲はマイナスを表す

※2 令和3年度の保険料は月額16,610円

**申請先** 津年金事務所(☎228-9112)または保険医療助成課、各総合支所市民福祉課(市民課)

## 保険料の免除・納付猶予申請

学生、妊産婦、失業、災害、所得が少ないなどで、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、所得の基準を満たせば保険料の納付が免除または猶予される制度を利用できます。保険料を未納のまま放置すると、将来、老齢基礎年金を受け取ることができなかつたり、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができなかつたりする場合があります。

### 免除などの種類

#### 免除(全額免除・一部免除)

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合  
**納付猶予**

5歳未満の人で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合

#### 学生納付特例

学生で、本人の前年所得が一定額以下の場合

### 産前産後免除

妊産婦で出産予定日の前月から4カ月間(多胎の場合は3カ月前から6カ月間) ※所得制限なし

### 免除などの所得の基準

所得の基準は、次表のとおりです。

区分	所得の基準(前年所得が下の計算式で計算した金額の範囲内)
全額免除	(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円
一部免除	3/4免除 78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
	半額免除 118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
	1/4免除 158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
納付猶予	(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円
学生納付特例	118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
産前産後免除	—

### 災害や失業等を理由とした特例免除

前年所得が多い場合でも所得にかかわらず災害や失業等のあった月の前月から免除が受けられます。ただし、世帯主や配偶者が所得基準を満たしているか、失業等の特例に該当している必要があります。

### 免除などの申請手続き

#### 申請可能期間の注意点

- 申請時点の2年1カ月前の期間まで申請できます。
- 申請可能期間内に50歳に到達するときは、50歳到達月の前月までが納付猶予の対象期間です。
- 災害や失業などによる特例対象期間は、その該当月の前月から翌々年の6月までです。

#### 持参するもの

- 年金手帳またはマイナンバーカード
- 印鑑(本人が署名をする場合は不要)
- 雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票などの写し(失業を理由とする申請の場合)
- 在学証明書の原本または学生証の写し(学生納付特例申請の場合)
- 出産予定日の分かるもの(産前産後免除の場合)

**申請先** 津年金事務所(☎228-9112)または保険医療助成課、各総合支所市民福祉課(市民課)

## 免除などと未納は違います

「全額免除・一部免除」などと「未納」は、次表のような違いがあります。

	老齢基礎年金		障害基礎年金	遺族基礎年金
	受給資格期間への算入	年金額への反映 反映割合	受給資格期間への算入	
全額免除	○	○ 1/2 (1/3)	○	○
一部免除	3/4免除	○ 5/8 (1/2)	○	○
	半額免除	○ 6/8 (2/3)	○	○
	1/4免除	○ 7/8 (5/6)	○	○
若年者納付猶予	○	×	○	○
学生納付特例	○	×	○	○
産前産後免除	○	○	○	○
未納	×	×	×	×

一部免除が承認された期間は、納付すべき保険料を納付していることが必要です。反映割合のかつこ内は、平成21年3月以前の免除期間の割合です。

## 付加保険料で受給額を上乗せ

付加保険料とは、老齢基礎年金の額を増やすために、国民年金の第1号被保険者(任意加入者含む)が定額の保険料に月額400円を上乗せして支払う保険料です。付加年金の受給額は200円×払い込み月数になります。

ただし、付加保険料の納付を開始できるのは申請月分からとなり、過去の分については申請することはできません。また保険料の免除、猶予を受けている人や国民年金基金の加入者は付加保険料を納めることはできません。

例 付加保険料を10年間納めると…

### 付加保険料額

$$400円 \times 12\text{カ月} \times 10\text{年} = 48,000円$$

(払い込み月数) (総額)

### 受給額

$$200円 \times 12\text{カ月} \times 10\text{年} = 24,000円$$

(払い込み月数) (年額)

受給開始後、2年間を超えると納めた付加保険料額以上に受け取れます。

### 申請先

津年金事務所(☎228-9112)または保険医療助成課、各総合支所市民福祉課(市民課)

## 保険料が追納できます

保険料免除などの期間があると、全額納付したときに比べ、将来もらえる年金額が少なくなります。10年以内であれば、古い期間から順に追納して、満額の年金額に近づけることができます。

ただし、免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。なお、すでに老齢基礎年金を受給している人は追納できません。

## 令和2年度に追納する場合

免除の承認を受けた年度の保険料を、令和2年度に追納する場合の月額額は次表のとおりです。平成29年度以前は保険料に加算額が上乗せされます。

	全額免除 納付猶予 学生納付特例	3/4免除	半額免除	1/4免除
平成22年度	15,550円	11,660円	7,780円	3,880円
平成23年度	15,340円	11,500円	7,670円	3,830円
平成24年度	15,190円	11,390円	7,590円	3,790円
平成25年度	15,160円	11,370円	7,580円	3,790円
平成26年度	15,310円	11,490円	7,650円	3,830円
平成27年度	15,640円	11,730円	7,810円	3,910円
平成28年度	16,290円	12,210円	8,150円	4,070円
平成29年度	16,510円	12,380円	8,250円	4,120円
平成30年度	16,340円	12,250円	8,170円	4,080円
令和元年度	16,410円	12,310円	8,200円	4,100円

## 高齢任意加入制度

60歳までに受給資格期間を満たしておらず老齢基礎年金の受給資格がない人は、任意加入することで受給資格を得られる場合があります。また、40年(480カ月)の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額で受け取れない場合は、受給額を満額か満額に近づけることもできます。なお、すでに老齢基礎年金を受給している人は加入できません。

### 持参するもの

- 年金手帳またはマイナンバーカード
- 通帳、金融機関届け出印

※共済年金の加入期間がある人は、加入期間を証明するものが必要になる場合があります。

### 申請先

津年金事務所(☎228-9112)または保険医療助成課、各総合支所市民福祉課(市民課)

## 年金加入記録の照会

ねんきん加入者ダイヤル☎0570-003-004(音声案内)

基礎年金番号に基づき、加入記録、納付記録、免除申請の有無などを電話により確認することができます。

※基礎年金番号が不明の場合は照会できません。

※内容によっては照会できない場合があります。